

第一章 中世後期の在地動向

はじめに

在地小領主、および彼らの所持する中間得分権の掌握・編成が、戦国大名領国支配にとつての主要な環であつたことは、周知の事柄といえよう。戦国大名が、中間得分権の否定・給分化を通じて、彼らと知行—軍役關係を結び、家臣團として編成するという動向は、一九七〇年代の研究の明らかにしたところである。著者も、その驥尾に付して、毛利領国における動向を検討した。⁽¹⁾

しかし一方、批判的見解も提出されている。まず、戦国大名の掌握自体に否定的な見解がある。⁽²⁾ こうした見解は、後北条氏の検地が、「内徳」(＝得分)を「本途」(＝年貢)に吸収しようとする志向性を示していないとする説に立脚している。⁽³⁾ しかし、他の今川などの領国に関して明らかにされた事実を否定することはできない。しかも、後北条領国の「内徳」も、実は、旧来の中間得分を大幅に否定された上で再編成されたものなのである。⁽⁴⁾ したがって、戦国大名の政策として、中間得分権の掌握が行われていたことは、否定できぬ事実といえよう。

より重視しなければならないのは、戦国大名が中間得分権を掌握・保障したことは認めるが、それを領主的土地

所有権として編成したことには否定的な見解である。すなわち、中間得分権とは、「荘園制的な職体系とは違ったより自立的な農民あるいは在地の職なのであり……戦国大名が名体制を認めず、加地子、内徳を吸収したとしても、それは在地村落での加地子、内徳の収取関係を直接否定するものではなく、逆にそれは「百姓」間の関係として矛盾を激化させつつ存続する⁽⁵⁾」という見解である。こうした見解は、在地小領主・中間得分権の農民的・耕作権の性格を強調するもので、いくつかの地域を対象に、見解の対立を引き起こしている。

今川領国に関しては、有光友学氏が、戦国大名は在地の土地所有関係を、「名職」(給恩であり、年貢定納の請負機能をもつ)―「百姓職」(年貢負担義務)として再編成したとの見解を提出した⁽⁶⁾。氏は、これによって、急速な上下分解の過程にあった名主層のうちの特定の有力部分が、「名職」所持者として、戦国大名権力体系の一端を担う支配階級に転化したとした。これに対して下村效氏は、「名職」は自己の拘分の年貢公事納入責任をもつ点で「百姓職」と本質的相違はなく、その所持者も多くは百姓身分であったとして、批判を加えた⁽⁷⁾。氏によれば、名主・「名職」自体は、近世の百姓的身分・権利への傾斜がうかがわれるものであった。大友領国に関しては、宇佐宮領における「下作職」の性格如何という形で、議論が展開されている。外園豊基氏は、それを、年貢等の給主への負担義務をもつが、坪付上の名請とは別次元のものであると規定した。その進止権は原初的には宇佐宮に属し、その所持主体も在地領主であったとし、そこに封建的土地所有の原形を見た⁽⁸⁾。しかし一方、稲本紀昭氏は、それを耕作権と規定し、大友氏はその保護政策をとったものの、地頭との収奪関係の存在という矛盾を解決できず、また、その集積に固執する小土豪層は、自らの領主的発展の道を閉ざすことになったとした⁽⁹⁾。木村忠夫氏も、それを名主に對し加地子その他を納める義務をもつ耕作権と規定し、戦国大名による検地を通じた一色支配体制の構築によって、名請人としての公的権利となつた⁽¹¹⁾。

このように見てくると、戦国大名が掌握・編成した在地小領主・中間得分権が、領主階級・領主的土地所有権へと上昇転化してはいないとする見解の根拠には、第一に、中間得分権が百姓の側に成立する在地的権利であり、戦国大名による編成後も、一方では年貢等の上納義務を有していること、第二に、近世への移行後、これらの階級・権利が農民的身分・権利として位置づけられるということがある。毛利領国に関しては、研究は十分進められてはいないが、⁽¹²⁾事実としては同様な点が確認される。⁽¹³⁾とすれば、このような見解をどう評価すべきであるかは、避けて通れない課題といえよう。著者は、右の点は重要な問題を提起してはいるが、それをもって上昇転化を否定する根拠とすることはできないと考える。

まず、封建社会における農民的土地所有は、「隸農の個人的土地所有は、すなわち領主との隸従関係そのものである」⁽¹⁴⁾といわれるように、権利としてはきわめて消極的なものである。それを前提として、そこにおける剰余の一定の安定的形成が、百姓間の搾取関係としての中間得分権を成立させるのである。しかも中間得分権は、経済外的強制の体系を確立していない点で、封建社会における権利としては不安定であり、中間的・過渡的である。したがって、その成立の前提としての百姓的・在地的性格を、一貫した固定的なものと考えすることはできない。むしろ、こうした権利およびその所持主体の歴史的発展・展開過程の中で、戦国大名による掌握・編成の対象となるに至ると考えるべきである。その際、在地性やそれと不可分の関係にある年貢等の上納義務の存在をもってその領主的性格を否定するのは、兵農分離による「在地したままでは封建領主たりえぬ構造」⁽¹⁵⁾（＝特殊幕藩体制的社会構造）の成立を前提として、はじめて可能である。したがって、戦国期にそれを適用するのは誤りである。同様に、近世における身分・権利関係とのアナロジーで、戦国期の身分・権利の性格を規定するのも、結果から見た必然論で歴史的評価としては正しくない。

問題は、むしろこのような見解が提出される根拠にある。それは、第一には、中間得分権・在地小領主の過渡的・中間的性格という、事実として存在する問題である。第二には、戦国期を近世を基準としてとらえようとする、研究方法上の問題である。⁽¹⁶⁾したがって、戦国大名による中間得分権・在地小領主の掌握・編成を正しく意義づけるには、その歴史的發展過程を分析し、その中に戦国大名領国段階を位置づけ、そこでの固有の問題として検討することが必要である。本章は、こうした問題意識をうけて、中世後期中国地方において、中間得分権をめぐって展開する社会関係を、在地小領主層の動向を中心に分析し、戦国大名によるその編成替の歴史的前提を解明することを課題としている。

分析の対象は、主として、安芸国佐西郡玖島郷と、豊田郡沼田庄梨子羽郷弁海名である。前者については、すでにいくつかの先行研究がある。それによれば、玖島郷は、「鎌倉末期のころからは、神王家の支配に属し、敵島社への貢納関係も生じたところ」であり、いくつかの百姓名の集合体として構成されていた。⁽¹⁷⁾この名は、慶長五年(一六〇〇)の年貢納入単位として存続しており、その納入者は、「中世名主の地位を継承する有力農民であった」⁽¹⁸⁾。さらに、玖島郷には「刀禰を中心とする自治的な政治秩序が比較的自由に形成されていた」⁽¹⁹⁾。このように、玖島郷には、在地小領主を中心とする村落秩序が中世後期には存在し、戦国期まで存続したと考えられてきたのである。したがって、本稿の課題にとって、格好の分析対象といえよう。

後者については、石井進氏が、小早川氏支配下の名の実態の好例として論及している。⁽²⁰⁾それによると、鎌倉期から南北朝初期まで、弁海名主は、右衛門尉の地位をもつ領主的性格の濃厚な源氏の一族が、代々勤めていた。名主職は預所より任命されており、名主は中央の領家・領所と結びついていて、地頭勢力と対抗していた。ところが、南北朝動乱の過程で源氏一族は没落し、名もいくつかに分解してしまう。それは、小早川氏による沼田庄制圧の時

期に一致する。梨子羽郷南方は、竹原家の所領となり、本宗家の勢力と接触する第一線として、弁海名のかなりの部分は家臣の矢原氏・末松氏の給分となり、竹原家の支配下に組み入れられた。このように、在地領主の侵略によってその領有体系に編入された弁海名の分析は、前者との対比を通じて、在地動向をより全体的にとらえることが可能にできよう。

- (1) 本書第三章第一章。研究動向については、「はじめに」参照。
- (2) 佐々木潤之介氏は、「戦国大名の成立の一般的契機として、あるいはほんらい的基礎として、内徳分への掌握があったか」といえば、それは「否であろう」と主張している(『戦国大名の権力構造について』(『歴史公論』三一四号、一九七七年)四三頁。また、小林清治氏も、ほぼ同様の見解を示している(『戦国期の権力と社会』書評『史学雑誌』八六一八号、一九七七年、参照)。
- (3) 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」(『戦国期の権力と社会』一九七六年)参照。
- (4) 池上氏自身、「北条領国の農民にとって……検地は旧来の耕作分類や本年貢・加地子(内徳)の額など人々が形成し先例として守り抵抗の根拠としてきたものを一言に否定するものであった」(『戦国期における農民闘争の展開』(『歴史評論』三二六号、一九七七年、一九九頁)と明快に述べている。
- (5) 松浦義則「永原慶二氏『大名領国制下の農民支配原則』を読んで」(『歴史評論』三二六号、一九七七年)八一頁。
- (6) 有光友学「戦国大名今川氏の歴史的性格」(『日本史研究』一三八号、一九七四年)参照。
- (7) 下村效「有光友学氏今川検地論批判」(『日本史研究』一七〇号、一九七六年)参照。
- (8) 外園豊基「中世後期宇佐宮領における在地動向」(『史学研究』一二二号、一九七一年)参照。
- (9) 稲本紀昭「戦国的権力編成の成立」(『日本史研究』一〇八号、一九六九年)参照。
- (10) 木村忠夫「田原紹忍の軍事力」(『九州史学』二七・二九・三三号、一九六四年)参照。

- (11) 木村忠夫「実得時元・大石寺名坪付注文」(『年報中世史研究』創刊号、一九七六年)参照。
- (12) 松浦義則「大名領国制の進展と村落」(『史学研究』一一八号、一九七二年)が、その中ではまとまった研究として注目される。
- (13) 中間得分権が領主的土地所有権に転化した「下級領有権」には、年貢等の上納義務が付随する(本書第三章第一章参照)。
また、慶長一九年の「作付之次第」(関一七九一〇)によれば、「作職」は「当検地名謂之者に相定」めることとされている。
- (14) 川島武宜「近代社会と法」(岩波書店)一九五九年、二五八頁。
- (15) 朝尾直弘「兵農分離をめぐって」(『日本史研究』七一号、一九六三年)五二頁。
- (16) この点については、本書第三章第一章「はじめに」参照。
- (17) 松岡久人「戦国期を中心とする畿島社の社領支配機構」(『広島大学文学部紀要』一二号、一九五七年)四八頁。
- (18) 松浦義則「豊臣期における毛利氏領国の農民支配の性格」(『史学研究』一二九号、一九七五年)一四頁。
- (19) 松岡前掲論文五一頁。
- (20) 石井進「中世武士団」(小学館版『日本の歴史』12、一九七四年)二七五〜八二頁。

第一節 「百姓的」剰余取得権の性格

まず、在地に成立する中間得分権の特徴を、土地制度の分析を通じて明らかにすることから始めたい。

Ⅰ 玖島郷における土地制度

元応二年(一三三〇)一二月、玖島郷を構成する名の一つである国重名の「名主職」なる権利の宛文が発給され

た。

〔史料A〕

宛行 久嶋郷国重名主職事

合伍段大者

右件名田者、上御沙汰極了、御判下上者、不可別子細者也、但社役御年貢以下御公事、無懈怠可被勤仕者也、
仍宛文状如件

元応二年十二月四日

近久(花押)

貞守(花押)

これによれば、「国重名主職」とは、「社役御年貢以下御公事」を「無懈怠可被勤仕」きことが義務づけられ、かわりに、五段大の「名田」が与えられるというものであった。ところで、この宛文が出される直前の同年一〇月一七日に、「国重名内田地五段大百姓職」を、「久^(感)郷住人三郎入道西阿」なる人物に「領知」させるべき旨の奉書が出されている。⁽²⁾この奉書の宛先は「隠岐七郎左近允」と「同弥次郎」となっているが、これが発給される前提となつた正和年(一一三二)四月一二日付の奉書⁽³⁾では、宛先が「政所隠岐三郎入道」となっている。そこで、在地の土地所有関係をめぐる莊園領主の決定は、現地支配担当者である政所を通じて執行されると考えられ、この二通の文書も、国重名内の五段大の田地の所持を西阿に認めた旨を、本人と政所とに伝えたものと推定できる。このように推定すると、一方では「名主職」、他方では「百姓職」と表現されている権利が、果たして同一のものだといえるのかという疑問が生じよう。この点について著者は、西阿は「名主職」に補任されたのだが、それに伴って与えられた権利が、名全体ではなく名内の一部の「名田」にかかわるもの(≡名主分「百姓職」)であつたことによると考え

る。というのは第一に、この五段大の「名田」は、国重名を構成する全「名田」ではないからである。すなわち、正和一年の奉書によれば、莊園領主は「国重名田」として八段の面積を掌握していたのである。⁽⁴⁾このことは、「名田」とは、年貢・公事の負担単位としての名とはイコールではなく、名を構成する田地——いわば「名田体制」解体によって分割された後の「二次的名田」——の呼称であることを示している。⁽⁵⁾とすれば、その権利が個々の田地に関する「百姓職」と表現されても不思議はあるまい。第二に、この「百姓職」の「領知」に対応した義務が、元応二年の奉書によると、「社役以下公事任先例可催勤」きことであつたからである。すなわち、この「百姓職」所持者は、名内の百姓に対し、社役・公事を催促するという、名主的機能を果たさねばならなかつたのである。このように考えると、国重名の名主は、年貢・公事の徴収機能においては名全体とかわるが、そのもつ権利は、名内の一定の土地に対するものに限られていたことになる。とすれば、国重名内の他の土地に関しても、権利を有する百姓が存在したことが想定される。それを示すのが、次の史料である。

〔史料B〕

〔編取基〕
「久島十郎入道訴状注進候事」

沙弥見阿謹言上

欲蒙早任訴陳旨御成敗、国重名内刀禰無山代入道与見阿沙汰番京都経間、^{刀禰}令押領条無其謂子細事、

件条於国重名依為少分、^{国貞}安清三名之余佃取集ニ、先給主弥大郎入道類并十余人百姓号同心一名作立、為御年

貢偏国重名作立処、山代入道^{為弘}以非儀出沙汰経京都其間析読ニテ、刀禰見阿分押領条存外次第也、雖為山代入

道無道故、故六条之入道御新之御被苛責了、其後復故周防之前司^{前司}御新御時致復沙汰処、山代入道被苛責分、

見阿□御下知蒙国重名内田地ニ刀禰此十余年令押領存外次第也、国重名職者過四十余年者也、以全御年貢御

公事無懈怠者也、而一阿殿代左近時之□致沙汰刻、新田も御檢見之時取帖論坪付条明文也、而古上歎御時(之)ニ、為御堂之免所上者不致沙汰処、自佐方殿惣々有其弊、蒙仰問御年貢可備進之間御代馬入道殿歎申処、見阿為道理事郷内之百姓等被承条顯然也、乍有サハ佐方殿御下之時、可蒙御成敗所也、蒙仰可然者如元刀禰押領分国重可被付置之御成敗為直、仍粗恐々言上如件、

正和四年十二月 日

この史料は、国重名内の田地をめぐって、「沙弥見阿」なる人物と「山代入道」なる人物とが相論を起こし、争いが京都にもちこまれている最中(7)に、刀禰がその土地を押領したのに対し、見阿が「如元刀禰押領分国重可被付置之御成敗」を要求した訴状である。相論に關しては後に検討を加えることとし、ここで問題としたいのは、国重名の成立事情について述べている部分である。それによれば国重名は、もとの国重名に他の三名の「余佃」を取集め、「先給主弥大郎入道類并十余人百姓号同心」して、年貢納入のために「作立」てたものであった。ここから国重名は、第一に年貢納入の単位として、第二に従来の名を再編成する形で、複数の百姓によって形成されたものであることがわかる。それでは、これらの百姓はいかなる立場からその形成に、参加したのであるうか。

訴人見阿は、国重名内に「見阿分」の田地を所持しており、参加した百姓の一員と考えられる。彼は、四〇年以上の「国重名職」の歴史の中で、「以全御年貢御公事無懈怠」く納めてきたにもかかわらず、彼の所持する田地が刀禰によって押領されたことを領主に訴え、その返付を求めているのである。訴訟においてこうした主張がなされるということは、百姓が、自らの所持する土地の年貢公事を負担することによって、領主から直接権利を保障されている存在であったことを示しているといえよう。そうした権利主体として、百姓は名の形成に参加したのであり、その点では、名主も同じ立場にいたと考えられるのである。こうした事情が、前述のような名主職の性格を生

み出したのであろう。

2 弃海名における土地制度

右のような国重名の特徴は、弃海名にも共通するものであったと思われる。弃海名は、永和一年（一三七五）の「取帳」⁽⁹⁾によれば、一町九段三〇〇歩の土地からなり、そこから「領家分延米」⁽¹⁰⁾など五石六斗七升五合（その他に「吉書錢」七三〇文）が納められていた。また、「弃海御公事足之外、名主職よりもとさた仕候分」として、領家や地頭の年貢分などがあげられている。⁽¹¹⁾これは、後述するように、下地の抑留によって直接徴収されることになったために、元は沙汰していたという表現がとられたものであるが、そのことは、以前には名主が年貢分などの徴納にあたっていたことを物語っている。したがって、源氏一族没落後も、弃海名は全体が一つの徴収単位となっており、名主が一括して年貢・公事を納入する体制がとられていたと考えられるのである。

一方、「弃海名内私注文」と題された「道光分」・「勘解由分」・「道端分」に分かれた、一筆ごとの田・畠・屋敷・林のリストが作成されている。⁽¹²⁾このうち、「道端分」は、延文五年（一三六〇）の賢阿から左衛門五郎への譲状の、また「勘解由分」は、明徳四年（一二九五）の和氣掃部入道から彦四郎への譲状の内容に、それぞれほぼ一致している。したがって、一四世紀後半半において、弃海名を構成する一筆ごとの土地には、譲渡の対象となる権利が成立していたと考えられよう。前述の「注文」の端裏書には「弃海名田職吏」と記されており、それは「名田職」と称されていたことが推定される。その所持者のうちには、和氣掃部入道という名主と思われる存在⁽¹⁵⁾もあり、弃海名内の土地は、名主を含む複数の有力百姓によって分有されていたと考えられる。石井氏の指摘する名の分解とは、こうした事態を示したものであると思われる。しかしながら、そのことは名がその機能を失ったことを意味している

のではない。先の「道光分」・「道端分」のうちには、「和氣知行候之名主職内」に含まれ、名主が年貢・公事を徴納していた土地が存在する⁽¹⁶⁾。このことは、名全体にかかわる「名田」と一筆ごとの土地にかかわる権利とが重層的に存在し、百姓は名主を通じて年貢・公事を負担していたことを意味するものであろう⁽¹⁷⁾。

3 「百姓的」剰余取得権の性格

以上の点からするならば、国重名も弁海名も、百姓が一定の権利を有する土地の集合体であり、名主によって年貢・公事が統括的に徴納される単位であつたといえよう。このように、中世後期中国地方において、名は、一筆ごとの土地に関して、それを所持する百姓の権利が強化されてきた状況の下で、ときには百姓側のイニシアチブによって再編成されつつ、なお在地の収納体制として維持されていたのである⁽¹⁸⁾。

こうした状況を前提とするならば、中間得分権については、一筆ごとの土地に関して成立する権利を、主要な検討対象とする必要があろう。国重名で見たとように、それは、名主も含む百姓一般に対して年貢・公事負担義務に對して保障されるものであり、耕作権としての農民的土地所有権と密接にかかわっている。しかし、本質規定としては、農民的土地所有権とは区別されなければならない。というのは、すでに述べたように、中間得分権は、農民的土地所有権の成立を前提としつつも、そこにおける剰余形成の一定の安定化によって成立するものであり、さらにまた、剰余の形成自体は、それが耕作権と即的に結合している限りは、中間得分権の成立と結びつかないからである。その限りでは、領主による「名田」の安堵も、せいぜい年貢負担義務を課したことの確認にすぎないからである。そこに存在する剰余に他人が着目し、その取得権をめぐる譲渡・売却・相論など、人間同士の関係が成立して、はじめて「職」という対象化された権利が成立するのである⁽¹⁹⁾。例えば、国重名における西阿の権利は、正和

一年(一二三二)段階では「名田」とのみ表現されていたが、元応二年(一二三〇)段階では、「百姓職」という名称が加わっている。これについて即断はできないが、実は西阿は正和三年(一二九〇)以来この権利をめぐる相論を続けてきたのであり、その過程を通じて、それが明確化されたとも考えられる。そこで本章においては、こうした点を踏まえて、中間得分権と称してきたものを、「百姓的」剰余取得権と概念規定したい。さしあたって、「百姓的」とは、「領主的」土地所有権との対比と同時に、年貢等の負担責任を負っているが、耕作権としての「農民的」土地所有権とは別次元のものであるという意味である。剰余取得権とは、その権利内容の本質規定である。

「百姓的」剰余取得権は、成立期においては、耕作権とのつながりが強く、権利としての安定性も欠いていたことは、容易に推定される。例えば、永和二年(一二七六)、六郎丸杉久の後家もっていた防府天満宮領佐波令公文名の下作職は、その土地の売却に伴って取り放たれ、四郎三郎なる人物に宛行われている。⁽²¹⁾このように、領主の交替によって自由に取り換えられる状況は、すなわち、耕作権自体の不安定性の現われともいえよう。

しかし、農民闘争の成果や生産力の上昇によって安定的剰余が確保されるようになれば、権利としての強さも安定してこよう。その際に、この権利はどのような発展方向をとるのか。前述の弁海名において、土地所持主体の一人であった左衛門五郎は、その土地を助太郎なる人物に耕作させ、自らはそれを「管領」する立場にいた。⁽²²⁾ここには、権利所持者と直接生産者との分離の方向性が見られる。しかも、後述するように、助太郎は在地領主と私的な関係を結んでおり、左衛門五郎との関係は、人身的な支配関係(Ⅱ従属小作制)ではなく、経済的な契約関係だったのである。前出の「賢阿讓状」において、左衛門五郎が相続した財産のうち、不動産が一町五段余の田地・八筆の畠地・四筆の林であったのに対し、下人が唯一人であったことは、⁽²³⁾土地集積が経営拡大へと向かわず、得分権的権利の集積の方向性をとっていることを示しているであろう。

時代は降って、戦国期の蔵島社領においても、同様の関係を見ることができ、倉橋島の倉橋新蔵允勝吉は、親以来の作職を所持していたが、一兩年の不作により百姓が年貢を調えられず、そのため納入が滞った。勝吉は、少しでも納めるし、事情についても報告するので、召し上げはやめてもらいたいと懇願している。⁽²⁴⁾ この場合、名あるいは村落を包括した収納体制がないため、作職所持者が直納していたと考えられる。ここでは作職は、建前としては、百姓に年貢を調えさせ、それを領主に納めることによって保障される権利であった。したがって、「百姓的」剰余取得権とは、年貢負担を前提として百姓側に留保される剰余を取得する権利であり、その根拠は耕作事実とは別の次元に存在していたのである。そしてまた、権利所持者と直接生産者との分離は、権利所持者の地主化の方向性でもある。そこで次に、そうした「百姓的」剰余取得権の発展方向の段階を示すものとして、定量的得分の成立の問題を検討しよう。

(史料C)

〔端書〕
「佐々木伊予守寄進状御判」

奉寄附

雲樹寺三光庵塔下田地之事

合捌俵半

〔四戻〕

者、

〔評付者本主
売券状在之
尾子政久〕

右志者、為不白院花屋常榮并玉英源玖童子也、然間寺領之内百姓地利分買得仕、彼売券状相副寄進申者也、各衆慈永預毎月不怠之靈供者、幸甚々々、仍永代寄進之状如件

大永六年丙戌九月六日

佐々木伊予守

雲樹寺三光庵

經久(花押)

佐々木經久は、もちろん戦国大名尼子氏である。經久は、雲樹寺三光庵に対し、買得した寺領内の「百姓地利分」を寄進し、一族の供養に宛てることを要請した。ここで重要なのは、買得したのが「百姓地利分」であり、それが「捌俵半」と規定されていることである。すなわち、寄進されたのは、「百姓」が「地利分」として所持していた権利なのであり、その取得内容は、「捌俵半」として定量化されて存在していたのである。⁽²⁶⁾

もう一例をあげよう。天正一四年(一五八六)に、藏田秀信なる人物が、「先祖以来為作職」て抱えてきた三段・分錢一貫八百文の田地を、二斗入で四十俵分の米を代価に売却した。この権利に対応して負担すべき義務は、「地頭役」としての南京錢にして九百文の「納所段錢」の「収納」であつた(他に、「三年ニ一度きほうせん」もあつたが、その額は不明である。⁽²⁷⁾)。

この場合、作職所持者は、「地頭納所段錢」、すなわち上納分と同額あるいは倍額の錢を取得する権利を有していた。というのは、この田地の「分錢」として記された一貫八百文は、作職所持者が徴収あるいは取得すべき額であつたからである。上納分が九百文と定められていた以上、この「分錢」は上納分でないことは明らかである。売券においてこの土地に関する権利主体として登場するのは、「地頭」と作職所持者だけである。とすれば、この「分錢」の意味は、二通りに考えられよう。一つは、作職所持者が「納所段錢」も「収納」するところから、彼がこの土地から徴収すべき剰余の総額とする考えであり、もう一つは、作職所持者の取得分に限定する考えである。どちらにしても、作職所持者は、一貫八百文あるいは九百文の取得権を、明文的に認められていたのである。⁽²⁸⁾ なお、「分錢」という表現からすれば、この作職は「百姓的」剰余取得権の「下級領有権」⁽²⁹⁾に転化したものであろうが、

定量化の有無をめぐっての問題の検討の際には、この相違は捨象されてかまわない。

このように権利内容が定量的に確認できるのは、今のところ戦国期に限られ、「百姓的」剰余取得権が、成立当初よりこうした性格を有していたとはいえない。しかし、剰余取得の安定化によって、その内容が定量化される方向をとったこと(不安定であれば定量化は不可能)は、その本質が、経営・耕作にかかわりない、剰余の取得権にあったことを示しているであろう。

- (1) 「小田文書」四(『広島県史・古代中世資料編』IV—五二頁。以下、『広島県史・古代中世資料編』所収の史料については、広と略記し、巻数と頁数を付す。したがってこの場合は、広IV—五二と表記することになる。
- (2) 同右三五(広IV—七四)。
- (3)・(4)・(20) 同右二九(広IV—七〇)。
- (5) 島田次郎「荘園制的職制の解体」(体系日本史叢書6『土地制度史I』一九七三年)参照。
- (6) 「小田文書」三二(広IV—七二)。
- (7) 嘉暦一年(一三三二)には、院・兵部省などへ饗料などが納められており(『小田文書』五〇九(広IV—五二二・五五))、当時の本所が京都の皇室関係であったため、訴訟が京都にもちこまれたと思われる。
- (8) この三名から取り集められた土地が、佃あるいはその系譜をひくものであったために、こうした表現がとられたかどうかは確認できない。しかし、この時点では、国重名内には百姓職が成立し、年貢公事も納められているのであり、一般の名田と同じ扱いをうけていると推定して差支えあるまい。
- (9) 「弁海神社文書」二(広IV—四〇七)。
- (10) 後出の「弁海名内私注文」によれば、実際にはそれを上回る面積の土地が存在しており、この一丁九段余は、公田的「分錢」と思われる。

(11) 「東禅寺文書」一三(広IV—三八〇)。

(12) 同右一五(広IV—三八三)。

(13) 同右一二(広IV—三七九)。

(14) 「弁海神社文書」一(広IV—四〇六)。

(15)・(16) 「東禅寺文書」一四(広IV—三八二)。

(17) 弁海名における名主職がどのような権利を伴っていたのかについては、今のところ不明である。なお、弁海名については、鎌倉期の名主の性格から、領主名の系譜をひくものと考えられ、名主職も單純に百姓的権利とすることはできない。しかし、名主職の下に一筆ごとの土地に関する権利が成立し、それが名主以外の所持者にも分有されるに至ったことは、当該期の弁海名において、百姓が権利主体として登場していることを意味し、鎌倉期における武士的名主による支配の単位から性格転換をとげたものと評価できる。

(18) このように名の性格を規定すると、名を年貢徴収の単位とし、土地所有や経営とは別次元のものとする稲垣泰彦氏の見解(「中世の農業経営と収取形態」岩波講座『日本歴史 中世2』一九七五年、参照)とどうかかわるのかについて触れる必要がある。著者は、本文において検討した名田の意味から、中国地方では、鎌倉末―南北朝期に一筆ごとの土地における百姓的権利が成立し、それを踏まえて名が編成替されたと推定している。したがって、本文における規定も、そうした名の性格規定なのである。

その限りでは、稲垣説との共通性は大きいといえる。しかし、実態的には、後に玖島郷において見るように、名主は他の百姓に対して優越的な地位におり、名形成に際しても中心的役割を果たしている。しかも、その後の名主の土地集積・経済的支配拡大の過程において、名はその一つの単位としての役割を果たしていると考えられ、名主が名に対してかわる関係は、単なる年貢徴収だけでなく、支配力を行使しうる単位としてのそれであると考えざるをえない。その内容については確定できないが、その点では稲垣氏と見解を異にするとと思われる。

(19) この問題に関連して、売券中の百姓職・作職であるがゆえに本券が存在しないという趣旨の文言の存在に着目し、それは以前の領主の充文や代々相伝の事実がこの権利の保証にはならないことを意味するとした笠松宏至氏の指摘(「本券なし」

『日本中世法史論』一九七九年、二八〇頁）は注目される。氏は、こうした段階から、売券作成による買主の権利保証が行われる段階への移行と、その時点でのこの「職」の性格の変化を想定しているのである。

(21) 『防長風土注進案・三田尻宰判』(山口県文書館版、第一〇巻、三〇五頁。以下、『防長風土注進案』所収の史料については、注と略記し、山口県文書館版の刊本の巻数・頁数を付す。したがってこの場合は、注一〇―一三〇五と表記することになる)。

(22) 『東禪寺文書』一一(広IV―三七九)。

(23) 『蕤沼寺文書』一三(広IV―四〇四)。

(24) 『嚴島野坂文書』七一(広II―二二二)。宛人である棚守元行の活動時期から、この文書を戦国期のものと推定した。

(25) 『雲樹寺文書』(『新修島根県史 史料編』第一巻、四一六頁)。

(26) 但し、経久が買得した段階で、この権利は領主的土地所有権へ転化したと考えられる。また、この土地について、雲樹寺が寺領として年貢を取得していたとすれば、今回の寄進によって、一職支配化したとも考えられる。

(27) 『石井文書』一一(広IV―三〇〇)。

(28) 毛利領国の場合、こうした重層的領有関係にあつては、「上級領有権」と「下級領有権」との取得分の比率はほぼ一対一と考えられるので(二〇八頁参照、恐らく一貫八〇〇文は徴収部分にあたろう。この推定が正しいとすれば、一つの土地における複数領主取得分を「分銭」として一括する政策(その限りでの「一職」化)が毛利領国においてとられていたと考えられる。

(29) 「下級領有権」の性格については二二二―二六頁参照。

第二節 「百姓的」 剰余取得権をめぐる諸勢力の動向

「百姓的」剰余取得権は、領主取得分に匹敵するほどの比重を占める剰余の取得を可能としていた。この「百姓的」剰余取得権の掌握・編成をめぐる諸勢力の抗争こそ、中世後期の在地動向を規定するものである。

Ⅰ 在地領主の名への侵略——弁海名

弁海名では、一四世紀末、在地領主の侵略によって、名体制が破壊されつつあった。明德四年（一三九三）以降に作成されたと思われる「弁海名名主職知行注文」なる史料には、「名主職」から「ぬけ」て、名主を通じずに在地領主が直接「知行」するようになった土地が列記されている。こうした状況に至った事情を示しているのが、次の史料である。

〔史料D〕

一、弁海御公事足之外名主職よりもとさた仕候分

新足二貫文領家公領 米九斗地頭年貢是ハ失原殿給分いまは無そく

桑代花代鳥錢等以上二百文是も矢原殿矢之とられ候

文新麦四升 大豆二升 道祐方へ調候

以上名子分之なし物之外ニ名主職之内よりこれ等をさた申て候、いまは二貫文之代九斗米ハ御売得之内ニ入

て候、少公事物な□同(と)うき物にて候間、可入かと存候処ニ皆々下地をおさへ候て、名主職之内畠をよくり(抑留)
□候、無故事かと存候、

一、名主職内公事足之外ニ金剛坊不知行之処

田一段柳か坪七百文代管得分 畠一段柚木坪少公事物方ニ失原殿能留(抑)

畠一所文新之方二文新之方 畠一処いほりのさこ 助太郎の内として失原殿執心候

あち原 畠一段麦三斗 田九十歩米一斗 林二ヶ所但いまは木なし(あ)

もとは我等か方より道久ニ□□けて候、近年ハ不成候歟

「(災患)

神追権太郎か追

林二ヶ所但いまは木なし 堀田半 十郎二郎屋職(末松)

一掃部本屋職兵庫殿屋敷元ハ二百文さた候後ハ代処にて候

畠一処杜前二作百文是ハ上意にて候として失原殿わたされす候、

御ゆいしよとなし申事にて候へハ、本屋職之分ハ御契約之間ハ如元と被仰出候者畏入候、御正作ニなり候ハん時□御扶持もあるへき様ニ御意候ハんには畏入存候。

これは、記載された内容から、名内の事情を莊園領主に報告するために、名主によって作成された史料と思われる。まず第一項で、弁海名では従来「領家公領」の「新足」・「地頭年貢」・「小公事物」・「文新」は名主によって沙汰されていたことを確認し、ところがいま「皆々下地をおさへ候て、名主職之内畠をよくり□□」してしまっていることを、「無故事」としている。第二項は、「金剛坊不知行之処」の一覧である。「金剛坊」がいかなる存在である

かは不明だが、ここにあげられた土地は、前述の在地領主の直接「知行」地とびったり一致しており、この項は、抑留された土地の一つ一つについて、その状況を述べたものと考えられる。そこで知られるのは、失原殿などの在地領主が、「少公事物」・「文新」といった自らの得分の「方」という名目で下地を抑留し、直接搾取を行うようになってきていることである。これらの土地のうち、柳か坪の田一段は、ここでは「代管得分」とのみ記されているが、これも実は末松殿が直接支配するに至っていたのであり、こうした土地の抑留は、「名主職之内畠」にとどまらず、莊園制収取の基幹部分である田地にまで及んでいたのである。

こうして、名体制の破壊は「無故」き在地領主の下地抑留によって進行したのであるが、ここで注目されるのは、抑留された土地の性格、およびその支配方式である。あち原の田・畠・林は、元は名主から道久に預けられていたのだが、近年はその関係が崩れ、道久の「知行」地となった。名主が呼び捨てにしていることからすれば、道久は従来は名主と同じ百姓として土地を預けられ、年貢・公事の納入にあたっていたと考えられる。それが名体制から離脱して知行人となることができたのは、道久が末松の名字を有していることからすれば、代官末松殿の一族として、その名に対する侵食活動に連なって、名主から預けられた土地を略取した結果と考えられよう。こうして獲得された権利の性格は、いかなるものだったのか。「名主職」から「ぬけ」ている以上、名主職的部分が含まれていることはいうまでもない。同時に、以前は名主から預けられていたのだから、「名主職」が正常に機能していたとすれば、その下位に属する機能が賦与されていたと考えなければなるまい。したがって、この「知行」下地支配は、「百姓的」剩余取得権部分をも対象として成立していたのである。もう一例をあげよう。

〔史料E〕⁽⁷⁾

弁海名内門田五段ハもとよりぬけ候

一 助太部分田五段大

同人分 畠一段 屋敷一所 林屋奥
風呂奥

麻屋以上失原殿御恩にて候、下地進退候、
是ハ元道端持分内公事免にて候

一 弥二郎作田一段半 畠一段半

一 藤九郎作田一段六十歩 畠一段

(九郎大夫)
是ハ道光持分にて候、近年弥二郎藤九郎兩人持分を一人にあつて候て、御公事仕候、

此田二段大より年貢失原殿方へ四斗さした申候、御代管方へ納候未松殿方へ三斗さした申候、道祐の方へも一二舁さした申候哉、畠

二段半より麦四斗大豆二斗

失原殿へさした申候、門新とて道祐よりさした候由申候

この史料は、弁海名内の土地の一部に関して、その所有関係、および年貢—公事の負担関係について記したものである。その所持主体は、この史料の作成段階においても、それ以前においても、単一ではない。したがって、この史料は、弁海名全体の年貢・公事納入の総括責任者である名主によって作成されたと推定できよう。その中には、「ぬけ候」、あるいは「失原殿御恩にて」「下地進退候」という状況に至っていた土地が存在しており、これも〔史料D〕と同じく、在地領主の土地抑留によって変化した名内の実情を確認するために作成されたものと思われる。

ここで注目したいのは、「助太部分田五段大」などについてである。それらは、「元道端持分内公事免」の地であった。前出の「弁海名内私注文」に、「道端分」として「助太部分田五段大」などが登録されていることからすれば、「道端持分」とは、道端が「百姓的」剰余取得権を有していた土地という意味であろう。それが、今では、「失

原殿御恩」による「下地進退」という関係になっているのである。⁽⁸⁾ それでは、この「下地進退」の主体は誰か。もちろん道端ではない。考えられるのは、この史料の作成者である名主か、助太郎かである。しかし、失原殿の抑留によって名体制から抜け落ち、その「御恩」の対象となった土地が、抑留の被害者である名主に与えられるということがあるだろうか。この史料が「東禅寺文書」にはいつていることからすれば、それは単なる名主の私的覚書ではなく、莊園領主への報告書であったであろう。とすれば、自らが名体制の破壊者より「御恩」をうけているなどと報告することはあるまい。したがって、この「進退」の主体は助太郎であると考えられる。傍証として、やはり失原殿が、「助太郎分の内」という理由で「執心」し(史料D)、「知行」に成功した土地のあることがあげられる。すなわち、助太郎と失原殿とは、何らかの関係——被官関係か——にあり、その彼がかかわっていた土地であることが、失原殿の「執心」・「知行」成功の条件となっていたと考えられるのである。そこで、この「助太郎分田五段大」なども、同様な条件を有する土地であったために、失原殿の直接支配が実現し、助太郎に「進退」させることになったと考えたい。前述のように、もともとこの土地は、左衛門五郎の「管領」する土地であり、助太郎はその下にいる作人的存在であった。在地領主は、こうした層と結託し、下地抑留の尖兵とするとともに、新たに「百姓的」剰余取得権部分を給恩として与え、自らの領有体系の中に編成していったのである。

在地領主末松氏・失原氏は、自らの一族・被官がかかわっていた年貢の手がかりに下地抑留を行い、名体制を破壊し年貢の直接搾取を実現した。それだけでなく、「百姓的」剰余取得権を所持する百姓を、自らの一族・被官と入れ替えることによって、在地掌握を深化させた独自の領有体系を構築し、より強固な支配基盤を形成していったのである。⁽¹⁰⁾

2 百姓内部での集積の進行——玖島郷

玖島郷では、一三世紀末から一四世紀初頭にかけて、百姓間で土地所有権をめぐる相論が頻出している。第一節で検討した史料は、すべて相論にかかわって作成されたものであった。西阿が「田地五段大百姓職」の所持を確定できたのも、正応三年(一一九〇)以来の同じ玖島郷百姓「重清入道西願」なる人物との相論を通じてであった。この相論は、訴人・論人より提出された「御下文」・「御書下」・「給主等宛文」などの領主から下された文書に基づいて審理が進められ、西阿の勝訴となり、その裁定の執行が政所に命じられていちおうの結着をみた。⁽¹⁾

もう一つの方の相論は、性格を若干異にする。(史料B)の場合、相論の対象となつたのはやはり「名内田地」だが、当事者間の争いに刀禰が介入した点に特徴がある。訴人見阿の主張によれば、当初の相論の相手である山代入道は、「無道」のため「苛責」をうけ、見阿に土地を所持すべき旨の「下知」が出された。また、年貢公事も懈怠なく納めていたし、新田についても検見のときにちゃんと坪付に載せられた。一時「御堂之免所」ということで年貢公事を無沙汰したこともあったが、「佐方殿」の意向で、また年貢を納めることを申し出ている。このように見阿に道理のあることは、郷内の百姓等がはっきりと承知していることである。こうした事情にもかかわらず、なぜ刀禰が介入してきたのかは確定できないが、押領しようとしたのが係争地であること、「御堂之免所」ということで、一時見阿も無沙汰していたことからすれば、相論の対象となり、年貢・公事の納入関係の混乱している土地を、刀禰という職分を建前に差押えしようとしたのであろう。⁽²⁾ 刀禰による押領には、まだ例がある。

(史料F)

久嶋郷岩氏住人伊豆房良慶謹言上

為同所刀禰丸等、早任本主国重讓状、且御下知旨、且依重正同重安等和与儀、被停止非分押領、如元欲宛賜岩氏田九段半但勘科田也以下田島等間事、

□進

一通 御下知案但国重後家与流田相論時給之、

一通 同時岩氏屋敷以下差冊案御使四郎入道殿并(代カ)官延貞後家
(カ)

二通 国重讓状案 代カ差冊仁御事判在之

右名田者、自本主国重之手讓得之後、無相違之處、彼重安当刀禰親父無故令押領之間、去永仁四年御檢注于時御使当御代給主因權法橋御房之時、令申訴訟処、件重正重安等申云、所詮互不不可有異論、以和与之儀、於岩氏垣内九段半田地者可付于良慶之由、頼申之間、備進若干新用途、止敵対怨成冥水之思経年記畢、爰去正安年中之比、依有斬要(暫)用寺前二反深田二反已上四反、限四カ年对于重正令沽却之處、前以重安求次良慶作分令押領之間、先給主代对于五郎右近尉、雖度々訴申、重安与五郎右近尉為合掣之間、不及取沙汰、徒過年記之条、雖堪無極次第也、適當御代悦身幸所令言上也、所詮早任本主国重讓状、且任御下知之旨、且依重正同重安等和与之儀、如元可令進退良慶之由、為蒙御成敗、粗恐々言上如件、

文保元年五月 日

これは、玖島郷住人良慶なる人物が、領主に対し、国重名より讓られた「岩氏田九段半但勘科田也以下田島等」を玖島郷の「刀禰丸等」によって押領されたことについて、その停止と土地の「宛賜」を要求した訴状である。訴人良慶の主張によれば、この土地は「当刀禰親父」である重安に押領されたが、檢注の際に訴訟を起し、「若干勘新用途」を負担することで和与が成立し、良慶に返付されることになった。ところが、後にこの土地の一部を重正に

年紀売したところ、再び重安によって押領されてしまった。そこで、「先給主代」である五郎右近尉に訴えたのだが、彼は重安と「合聲」の關係にあったため、それが取り上げられないという状況にあったのである。

この押領主体を、事書では「刀禰丸」とし、本文では「当刀禰親父」の重安としている。重安はこの段階では刀禰でないこと、和与に重正が加わっていることからすれば、重正が刀禰であり、重安が重正の親であることで整合的に理解される。したがって、押領主体は刀禰重安・重正父子である。この場合、押領は二度にわたっており、一度目の口実はわからないが、二度目は重正に係争地を年紀売したことがきっかけとなっている。また、重安が「先給主代」の五郎右近尉と姻族であるため、訴訟が受理されぬという状況を招いている。これに対する訴人良慶の主張は、以前の相論の際に出された「御下知」、あるいは検注の際になされた「和与之儀」を根拠としている。

こうした相論の特徴をまとめると、以下の如くである。第一に、相論が名ではなく名内の田地の進退(Ⅱ)「百姓的」剩余取得権の所持)をめぐって百姓間で展開されている。第二、なかでも刀禰の押領が注目される。それは、その地位を利用した相論への介入、給主代との關係を通じた訴訟の妨害、経済力を背景とした貸借關係を通じての押領など、社会的・経済的力によったものと思われる。第三、莊園領主の支配体制がそれなりに機能し、こうした相論への規制力となっている。当時の本所は京都の皇室關係であり、さらに領家的存在として敵島社があり、その中に支配責任者である給主がいて、それが現地の給主代・政所を置いて直接支配を担当させていたものと思われる。⁽¹⁴⁾この体制は、「御下文」や「給主等宛文」によって、名田を所持する百姓を確定する、あるいは検見によって新田を掌握する、さらに領家が使者を派遣して検注を実施するなど、それなりに在地を掌握していた。それに基づいて、あるいは京都で訴訟を取扱い、あるいは領家から政所へ裁定の執行を命じるなどの訴訟処理を行っていたのである。第四、一方、百姓が権利の正当性を相互に承認し、保障しあっている側面も見られる。

このように、玖島郷では、「百姓的」剰余取得権をめぐる、在地領主の侵略ではなく、「百姓相互間の相論が展開され、刀禰がその地位と力を利用して積極的に集積をはかっていた。しかし、こうした非法による土地集積は、他の百姓の抵抗・領主の規制によって、困難を伴っていた。刀禰の押領の対象となった国重名が、刀禰によって所持されたと見られる形跡はない。そして、はるか二〇〇年以上を経た天文二十二年（一五三三）の「久島郷田地貫高差出案」に、国重名は八段・四貫文の地として登録されており、刀禰の本拠である重正名（後述）に併呑されることなく、存続していたのである。

むしろ注目されるのは、名を拠点とした土地集積の進行である。貞和六年（一三六〇）、重正名内の田畠以下の相続をめぐる、右馬入道の後家尼と子息右馬次郎との間で相論が起こった⁽¹⁶⁾。これは、双方の認めた証人の請文の旨に任せて右馬次郎に「領掌」させる旨の下知状を、地頭が発給することによって結着がついた。さらに右馬次郎は、応安四年（一三七二）一〇月一五日には、小右馬尉より「重正之内」で「心代」すべき「さんはく」の注文を与えられている⁽¹⁷⁾。この注文のもつ意味は、次の史料によって明らかにされる。

〔史料G〕
(永) (譲)

□代ゆつり申重正名之事

右名者、右馬□□ゆつつ渡所なり、□年貢御公事しやうとう先例ニまかせ□さいそくすへし、名代者、女ハ一

代一か□たゑまハそうれう心代同下河上者□ん大夫かいとのらい所して重正名之内□給候事ハ、小右馬尉殿

約束之状ニま□せて候所也、仍為後日讓状如件

応安肆年^年の十月十五日

平右馬尉（花押）

これは、平右馬尉より「右馬□□」に対して作成された重正名の讓状である。ここでの権利の一部が小右馬尉の

約束に従って確認されていること、しかもこの讓状が小右馬尉が右馬次郎の進退内容を記した注文と同日に作成されていることからすれば、この「右馬□□」は、右馬次郎であるとすることができよう。右馬次郎は、この讓渡に対応して、「年貢公事しやうとう」の「さいそく」が義務づけられたのであり、獲得したのは名主職的権利と考えられる。

こうして基本的点が確認された後、「名代者、女ハ一代一か□たゑまハそうれう心代」とされている。この文言のもつ意味は何であろうか。名代は、実子幼少などの場合の家督の一次的継承者であり、「女ハ一代」というのは、女子の相続権は一期分のみであるということであろう。したがって、意味不明の部分は若干あるが、大意をとれば、女子が名代として家督を継いだとしても、その権利は一代限りのものであり、その後は家督は嫡子が進退すべきであるということになる。冒頭の事書からもわかるように、この讓状は重正名を対象としたものであるから、この部分もそれにかかわって挿入されたものと考えられる必要がある。とすれば、その理由は、一〇年前の重正名内の田畠の相続権をめぐるの、右馬入道の後家尼と右馬次郎との相論にあるとする必要がある。したがって、この部分の眼目は、重正名が家督相続権者である惣領右馬次郎に譲られるのだということを強調することにあつたと思われる。⁽¹⁹⁾

最後に、小右馬尉の約束に従って、下河上を重正名の内(として進退すること)が確認されている。したがって、小右馬尉が作成した注文は、新たに重正名となった右馬次郎に対し、その進退すべき範囲を明らかにする役割をもっていたのである。ところで、この下河上は、応安一年(一二六八)に、「きん大夫かいちの□代所」として、なら原重俊より右馬尉へ譲られたものであつた。⁽²⁰⁾とすると、右馬尉は、自らの取得した土地を、惣領の統轄下に置くという体制をとっていたと考えられるのである。

このように、有力百姓は名を拠点に土地集積を行い、それを、物領を頂点とした一族結合を強化して——いわば集中によって——確保しようとしていたのである。⁽²¹⁾ここに、有力百姓による土地集積の方向性と、名のもつ実質的意味を見出すことができよう。それが、玖島郷において名を通じた年貢・公事収取体制が存続した一つの理由ではないだろうか。

ところで、この重正名は刀禰との関係の深い名である。前出の「久島郷田地貫高差出案」によれば、刀禰給は重正名に集中している。さらに、前述のように、重正名と深いかかわりをもつと見られる重正が刀禰であった(重正という名前からすれば、名の形成の中心を担う名主であったとも考えられる)。とすると、名主職を有する「右馬」系一族と刀禰とはどうかかわっていたのであろうか。〔史料B〕において、見阿は「御代馬入道殿嘆申処、見阿為道理事郷内之百姓等被承衆顯然也」と主張していた。この馬入道が「右馬」系の人物であるとし、「御代」を佐方殿の代官という意味にとると、馬入道は訴訟を受ける側であり、相論の相手である刀禰ではないことになる。では、重正名には、刀禰である「重」系一族と「右馬」系一族とが有力百姓として併存していたのであろうか。著者はそうではないと考える。実は、「重」系が史料に登場するのは、刀禰の押領にかかわる一四世紀前半に限られる。一方「右馬」系は、一二世紀初頭に「右馬次郎」なる人物が公文名の宛行をうけているのを始点とし、一時中断しつつ一四世紀後半再び現われ、一五世紀中頃まで続いて登場している。そこで著者は、一四世紀前半の押領の失敗によって「重」系が没落し、かわって公文あるいは代官を勤めていた「右馬」系が刀禰の地位を継いだと推定したい。それだけ刀禰の押領には抵抗が強かったと考えるのである。

さて、一五世紀にはいると新たな傾向が生まれる。玖島あるいは近辺の長原の百姓による出拳掬の借用状が出現するのである。一例をあげよう。

〔史料H〕

〔端裏書〕
「なかわらのそう三郎すこの状」

申うくる御出挙糶事

合五斗者

右件之糶者、秋之時六わりのり分をそる候て、(利)みしんなく弁申へく候、もしふさ(未進)□仕候ハ、かき内田一反
 かのふ物あたり候ハん分を、御こ(耕作)うさくあるへく候、尚々相違仕候ハ、いかなるけんもんか(樞門 高家)うけ神社仏寺御
 領内いちま(ちま)う路次を(懸)きらハす、見合かうしちを(解懸)とられ可申候、其時一義子細を申ましく候、仍為後日(砂込)さたの
(証文)せうもん如件

応永卅年癸卯三月二日

なかはらの

そう三郎

(略押)

これは、長原のそう三郎による、五斗の出挙糶の借用状である。三月に借りうけ、秋に六割の利分を添えて返済すること、返済不能の場合には負物にあたる分だけ「かき内田一反」を耕作させること、さらにそれも不能の場合には郷質をとつてもかまわないことを約束している。他の史料も含めて、貸借関係が成立したのが三、四月に集中していること、いずれも秋に返済を約束しており、收穫物をもつて充てていると考えられることから、この出挙糶の用途は種糶と考えられる。さらに、担保文言として、「かき内田」の耕作、あるいは人身の召取り(26)があげられていることからすれば、借手は、自立した生産主体でありながら、種糶の備蓄の余裕のない不安定経営を営む一般百姓であつたといえよう。彼らは、担保としては経営の拠点であろう垣内田を充てる以外にはなく、中にはそれすら所持せず自らの労働力を充てる以外にはない零細農民もいたのである。

これらの借用状の文言は酷似しており、そのパターン化、すなわち、貸借関係の広汎な存在が推定される⁽²⁷⁾。出挙の主体は史料上では判明しないが、郷質規定が記載されているのが長原の住人のものであり、玖島の住人のものではないことからすれば、玖島郷内の住人であるということになる。また、文書の伝来関係からして、前述の過程を通じて経済力を強化してきた刀禰などの有力百姓であったことは、容易に想定される。こうして有力百姓は、一般百姓との間の貸借関係を梃子として、より一層土地集積を進行させ、百姓内部での搾取関係を展開していくのである。事実、重正名に隣接する久清名には、刀禰の抱える田地が多数存在している⁽²⁸⁾。また、「久島郷百姓年貢礼錢覚」によれば、「馬の太郎殿」が、あと二人と並んで一貫二〇〇文を支出しており、他の百姓の一〇〇文・五〇文に比べて、圧倒的な高さを示している⁽²⁹⁾のである。

まとめ

「百姓的」剰余取得権をめぐる諸勢力の動向は、在地領主の侵略によるその領有関係への編成、また、百姓内部の経済関係を通じての集積の進行という方向をとった。

前者の場合、「百姓的」剰余取得権は、領主的土地所有権に上昇転化することによって、その中間性・過渡性を克服する。後者の場合、搾取関係はあくまでも百姓という同一身分内のものであり、その安定化のためには、領主支配とは異なった体制を形成する必要がある。その形成によって、在地小領主がその本格的成立を見るのである⁽³⁰⁾。

(1)・(4)・(5)・(6) 「東禅寺文書」一四(広IV—三八二)。この中で明徳四年の散田について触れられていることをもって、年

代推定の根拠とした。

(2) 同右一三(広IV—三八〇)。

(3) 失原殿については、竹原小早川家の家臣として史料上に見られる矢原氏がそれにあたるかもしれない(『小早川家文書』四七四号、『小早川家証文』三六九号参照)。同じく竹原小早川家の「内の者」として、末松氏の名が見られる(『小早川家証文』四〇一号)。

(6) 『東禅寺文書』一七(広IV—三八五)。

(7) 同右一八(広IV—三八六)。

(8) 石井氏は、この「失原殿御恩」を小早川氏から失原氏への給恩の意にとっている(石井前掲書一八二頁参照)が、著者は、以下の理由から本文のような意にとった。小早川氏からの給恩は「給分」と表現され、内容は「地頭年貢」・「桑代花代鳥錢」などで、特定の土地とは結びつかず、名主が沙汰してきた分である(史料Dなど)。したがって、「給分」であること自体は、名を通じた収納体制を否定するものではない。それに対し、そうした「給分」の抑留を通じた特定の土地の直接支配による取得は、収納体制の変更をもたらすものであり、その場合には、「知行」と表現されている(注(1)史料など)。一方、この場合は「御恩」と表現されている。それは失原氏の「知行」分となったことではなく、その内部での下地進退の関係を問題にしているためと考えたい。「御恩」とは、与える立場からの表現だとした方が、素直な解釈ではないだろうか。

(10) 前述の永和一年の「取帳」の作成も、こうした状態への対応の一つであろう。

(11) 『小田文書』二九(広IV—七〇)。

(12) 見阿が「如元刀禰押領分国重可被付置」きことを要求している点は、注目する必要がある。このことは、押領が同時にその対象地の名からの離脱をも招いていることを意味してはいないだろうか。とすれば、刀禰はこの土地を自らの名主的管理の下に置こうとしたとも考えられる。

(13) 『小田文書』二(広IV—四九)。

(14) 松岡前掲論文四九—五〇頁参照。

(15) 『小田文書』五九(広IV—九〇)。この史料は年欠であるが、その作成事情から年代を推定した。また、国重名はこの史料

には見えないが、「さんしきう」を負担している「いわ」が、実は国重名にあたることは、「久島除田差出案」〔小田文書〕六〇(広Ⅳ―九二)での「さんしきう」が「国しけ名」の負担となっていることから明らかである。

(16) 同右二(広Ⅳ―五六)。

(17) 同右二(広Ⅳ―五七)。

(18) 同右三(広Ⅳ―七九)。

(19) この時点で改めてそのことが確認されたのは、そもそも平右馬尉がそれまで重正名を進退していたことに見られるように、相論の最中平右馬尉が親族として重正名を一時預かり、ここでその最終結着がついたことを示しているとも考えられよう。

(20) 「小田文書」四一(広Ⅳ―七八)。

(21) ここで、刀禰は押領した土地を自らの名主的管理の下に置こうとしていたと想定したこと(注(12))を思い出してほしい。

刀禰が非法を通じて実現しようとした体制が、ここで実現されているとはいえないだろうか。

(22) 「小田文書」一(広Ⅳ―四九)。但し、年号に干支が付されているのが、当該期のもものとしては不自然なこと、時代的にも内容的にも他の史料との関連がないことから、偽文書の可能性がある。

(23) 同右一六(広Ⅳ―六〇)。

(24) 同右五〇(広Ⅳ―八四)。

(25)・(26) 同右五二・五三(広Ⅳ―八五・八六)。

(27) こうした状況は、生産力的不安定性だけでなく、「つくしたちはなの御ちんの時、御公事をまつ候ハす候によつて」土地を売却せざるをえなかった例のあるように〔小田文書〕一五(広Ⅳ―五九)、守護役等の収奪強化も原因していたと考えられる。

(28) 「小田文書」二二(広Ⅳ―五七)。

(29) 同右四九(Ⅳ―八二)。

(30) 「百姓的」剩余取得権の集積によって、他の百姓との間に広汎な搾取関係を展開する階層を、在地小領主と概念規定した

理由を述べておく必要がある。〔百姓的〕剰余取得権自体は、本文で述べたように地主的権利である。しかし、地主的権利というのは、超歴史的概念であつて、その実現を保障する関係の内容によつて、その所持主体の歴史的性格は規定されるべきである。封建社会においては、剰余の取得は、經營的、あるいはその延長線上の個人身支配的關係によるか、領主的土地所有体系の經濟外的強制力によるかに大別されよう。〔百姓的〕剰余取得権は、本文でも述べたように、經營からの分離によつて地主的権利へと發展するものである。したがつてそれは、何らかの經濟外的な強制力に求めざるをえず、それによつて剰余を取得する階層は、領主的性格をもつものとする必要がある（その具体的内容は、次節で検討する）。だからこそ、将来領主階級は、彼らを編成することによつて、より強固な支配体制の構築を目指すのである。しかしながら一方、〔百姓的〕剰余取得権は、領主的土地所有者権としては認知されておらず、その所持主体も、そのことをもつては百姓という身分は変更されない。このように彼らが百姓という身分の同一性を克服しない限り、搾取關係は個別的な經濟過程を通じて形成されたものにとどまり、強制力にも限界性が存在するのである。こうした領主的性格を帯び領主化の方向性をもちつつも、なお百姓身分にとどまる中間階層を、著者は在地小領主と規定するのである。

第三節 「百姓的」剰余取得権保障体制の形成と崩壊

永正一二年（一五一五）、玖島刀禰太郎右衛門尉は、「⁽¹⁾島郷之内う地のり下地」を、百姓孫兵衛に「申付」け、先例に任せて年貢・公事を収めることを命じている。そして、その下地の所持について妨害が生じた場合には、訴え出てくれば「⁽²⁾少も此方よりとうかんの儀あるましく候」との保障を与えている。⁽¹⁾前述のように、以前には、莊園領主、あるいは地頭によつて掌握されていた下地進止権が刀禰の手に移つたのである。⁽²⁾こうした変化の原因は、百

姓の土地に対する権利の強化と裏腹な、荘園領主の支配体制の弱体化に求められよう。天文二十一年（一五五三）、玖島郷内の寺家社家得分などの指出しが作成された⁽³⁾。それによれば、玖島郷からの収納分は、刀禰給分などを含めても一〇〇貫文とされている。それから五〇年後の慶長五年（一六〇〇）に作成された「くしま村当年貢成前」によれば、玖島郷の全収納高として指定されたのは五一五石二斗七合であった⁽⁴⁾。もちろん、前述の一〇〇貫文が全領主取得分とはいきれないし、近世への移行期において、島地・屋敷地への賦課をはじめ、搾取が強化されている事情もある。それらを勘案してなお、一貫一石の和市で換算して五倍にも及ぶ収納高の増加は、厳島社の支配がいかに限定されたものであったかを物語っているといわざるをえない。したがって、百姓の留保している剰余への積極的介入は想定できない。新たな在地動向への積極的対応を放棄し、既存の収納権を守るのに精一杯という状況が考えられるのである。それが、名田の進止権を刀禰に委ねる事態を招いているのであろう。

それでは、刀禰自身はいかなる立場からこの下地進止権を掌握していたのであろうか。前出の得分指出しの作成主体は、榎原六郎左衛門尉信実であった。この信実を、『広島県史』編集者も松岡氏も刀禰だとしているが、これは誤りであろう。判断の根拠となった「散使給充文案」は、榎原信実が、「刀禰名主いけん付」き、散使給を三郎四郎と三郎大夫とに分給することを、三郎四郎に伝えたものである。したがって信実は、厳島社領の年貢の算用などの管理・現地給分の進止などにあたっている存在である。問題は、この決定が刀禰名主の「いけん」に従ってなされている点である。もし信実が刀禰であるとしたら、信実自身が決定を下しているのだから、このようにことわる必要はあるまい。信実は、刀禰ではなく政所であったと思われる。信実は姓を隠岐とも称していたが、第一節で見たように、玖島郷の政所も隠岐氏だったのである。政所の職分には、社役郷・公事の免除の伝達もあり、前述の信実の役割とも適合する。ここからすれば、政所こそ荘園制支配機構の末端に位置するものであり、刀禰は名主と

ともに百姓を代表して政所に要求を出したり、庄務を補助する立場にあつたことができよう。したがつて、刀禰は莊園制支配機構を掌握して支配権を強化できるような立場にはいなかったのである。とすれば、刀禰による下地進止権の掌握は、「百姓的」剰余取得権の成立・集積という動向の中で、百姓が自らの権利を自ら保障する権限を獲得したものと評価すべきであろう。ここには、下地進止権のもつ意味の転換——莊園領主による収奪確保のための負担責任の確定から、百姓による「百姓的」剰余取得権の直接的保障へ——を見ることができる。

こうして刀禰が掌握した下地進止権は、したがつて、百姓間の規制力によつてのみ、現実に機能することができた。その力は、どのような具体的内容をもつて存在したのであるか。すでに前節で、一四世紀初頭の相論において、郷内の百姓がその所持する権利を相互承認し、保障しあつてゐることを確認した。この相互保障は、どのような性格をもつていたであろうか。ここで注目されるのが、「史料H」において、契約不履行の際の郷質の規定が記載されてゐることである。郷質については勝俣鎮夫氏の研究があり、「債務者の所屬する郷という社会的結合体⁽⁸⁾を一つのユニットとして、その成員の財産に対する債務者の質取行為」と規定してゐる。

前述のように、郷質規定が記載されてゐるのは長原の住人の借用状であり、玖島郷の住人のそれにはなかつた。したがつて、玖島郷が一つの単位として、共同体的連帯保障体制が形成されてゐたといえよう。勝俣氏は、こうした関係の成立条件として、「社会結合の相互関係における強い一体観の意識」「集団内部のきびしい自己規制⁽⁹⁾」をあげてゐる。この郷質規定が一五世紀前半に出現するのは、勝俣氏も指摘するように、「庄的結合の解体・郷村的結合の成立という社会的変化と関連⁽¹⁰⁾」してゐたからである。これまでの検討と併せて考えるならば、この郷村的結合は、自立的経営主体で土地に対する一定の権利を所持する百姓の広汎な成立を基礎として形成されるといえよう。そのような資格において、百姓は共同体に参加し、かつ成員としてその権利を相互に保障しあうのである。こうし

た関係の発展として、共同体の中心・代表的存在である刀禰の下地進止権の掌握を位置づけることができよう。この共同体成員としての連帯・一体性が、共同体外との土地を媒介とする貸借関係が成立したとき、郷質として現われるのである。

刀禰の共同体代表としての位置は、対外関係において明瞭に現われている。玖島郷も含む友田・吉和などの山里諸郷は、天文一〇年（一五四二）、大内氏によって改めて厳島社に寄進され、廿日市の桜尾城を通じて収納が行われるようになった⁽¹¹⁾。その現地で収納を行っている新里若狭守のもとへ、社納銭の未進をめぐって「山里百姓等」が訴状を提出している⁽¹²⁾。この訴訟は、未進三カ年分の皆済と当納分の馳走を百姓側が申し出ることによって結着がついたが、この申し出の書状を提出したのは、「山里刀禰」であった⁽¹³⁾。したがって、刀禰は百姓の代表として領主と交渉する立場にいたといえる。この点は、玖島郷において、散使給の分配に際しての刀禰と名主との意見提出という形で、すでに見られたところである。さらにまた、社納銭について、社家衆が撰銭を行い迷惑をしているとの訴状が、「山里刀禰中」より出されている⁽¹⁴⁾。このように、刀禰は百姓の先頭に立って愁訴闘争を展開していたのである。しかも、「山里刀禰中」という表現からすれば、刀禰の連合体が存在していたことになる。この連合体は、山里諸郷のそれぞれの刀禰⁽¹⁵⁾によって構成されていると考えられ、郷の枠を超えた共同闘争の展開において、刀禰は重要な役割を演じていたと想定できよう。

このように、「百姓的」剰余取得権は、刀禰を頂点とする共同体秩序によって、その実現が保障されていた。その内容は、百姓の個別的な相互承認から、独自の下地進止権の掌握へと発展し、共同体外に対しては、連帯責任体制として現われた。実際それは、不当な侵略を排除する機能を果たし、また、領主に対する年貢・公事負担という共同体外からの搾取に対しては、その軽減という共通課題で共同闘争を行う基盤となっていた。しかし、「百姓的」

剩余取得権の集積の進行は、その実質的意味を転換させる。この集積過程が経済的関係によるものである限り、共同体はそれに対して規制力を發揮できず、かえってその権利の正当性を保障せざるをえない。したがって、客観的には集積主体である在地小領主層の利益保障体制へと性格を変えられるのである。実際、その運営の中核を刀禰を中心とする在地小領主層が担っていたことは、散使給の分給の決定が「刀禰名主いけん付」⁽¹⁶⁾ いてなされたことから推定できるであろう。

彼らは、自らの地位とその保障体制を維持するために、武力・イデオロギー・交通などの支配力を保持していた。玖島郷にほど近い周防国山代一三ヶ郷には、それぞれ刀禰が存在し、またその下の小村には名主が存在し、所務の沙汰にあたっていたと伝えられている。⁽¹⁶⁾ その郷のうちの一つである宇佐郷刀禰大蔵左衛門尉の屋敷は、郷の中心で川の合流点を見下ろす高台に構えられていたとされる。またその上流には、谷戸を支配する在地小領主層広兼氏一族がいた。ここで、刀禰が自分に対し私欲深く農民を困苦させていると批判した広兼兵衛助を討ち果たしたことをきっかけに、兵衛助の子松之助、および一族の弘民部大夫・恒国藤左衛門らが⁽¹⁷⁾ 大倉宅を襲い、左衛門尉ら家族・奴僕七名を殺害するという事件が起きている。その後天文期には、郷の中心にある惣鎮守八幡宮の願主を恒国氏が、大宮司を広氏が勤めていることが確認されるが、これは本来刀禰の掌握する権限が、大倉氏誅滅後のその地位の変動によって移動したものと考えられる。⁽¹⁸⁾ 同じ山代の阿賀郷の刀禰である錦見氏は、郷内を貫流する下畑川沿いの道と峠を越えて一三ヶ郷の中心である本郷に通じる道とを扼する交通の要衝に居を構えていたと伝えられている。また、この錦見氏を討滅することになる(後述)同じ郷内の在地小領主三分一氏一族は、阿賀郷の中心に位置する速田大明神と惣鎮守正一位八幡宮の社職を勤めたとされている。⁽²⁰⁾ これも、討滅以前は刀禰錦見氏が掌握していたものであろう。

このように在地小領主層は、刀禰による交通・イデオロギー支配権の掌握、さらに一族結合・奴僕組織による武力保持を通じて、共同体秩序の維持をはかった。それは、建前としては恣意的搾取に対する規制力ともなったが、同時に、「百姓的」剰余取得権安定化のための、共同体構成員に対する規制力ともなっていたであろう。のみならず、在地小領主間でも武力抗争が展開されるに至っていたのであり、村落支配者への上昇転化の強い志向性を支える力にもなっていたのである。この在地小領主層によって形成された「百姓的」剰余取得権保障体制の基盤である共同体秩序は、したがって、松浦氏のいうような単なる中世名主の地位を継承する有力農民の連合体だったのではなく、「百姓的」剰余取得権の成立と展開を踏まえた、新たな村落秩序であると位置づける必要がある。

玖島郷のように、基本的に共同体秩序に依拠することによって「百姓的」剰余取得権の保障を実現できた条件は、何よりも厳島社という地方寺社の所領であった点に求められよう。すでに見たように、厳島社による玖島郷支配は、ある時は給主を通じ、またある時は地頭を通じというように安定的には存在せず、強力な在地支配を展開するには至らなかった。しかも重要なのは、それにとって替る強力な在地領主が存在しなかった点である。その理由は確定できないが、第一には、ともかくも政所という現地荘務機構が存在し、請代官を置くことなく、直接収納を行う条件があったことが考えられる。しかも、政所自身はその権能を利用して在地領主的支配を展開しようとする志向性を見せてはいない。第二には、この地域が大内領国と安芸国人領との中間地帯にあり、これらの支配の浸透が遅れたことが考えられる。こうした点が、国人領主竹原小早川氏の支配の拠点とされる弁海名が、早期に領主的支配秩序に組み入れられたのとは対照的な動向を、引き起こしたのであろう。したがって、かかる条件の変化は、すでに内部抗争を展開するに至ったこの体制を、崩壊の危機へと導くのである。

防長征服の開始による強力な戦国大名権力のこの地域への侵入は、村落をとりまく条件を急激に変化させ、矛盾

は一気に爆発する。山代一三ヶ郷は、「郷内課役免許」を条件とする陶氏の動員命令⁽²¹⁾に応じ、毛利方との合戦に参加する⁽²²⁾。しかし阿賀郷では、三分一氏が毛利氏と通じ、刀禰錦見氏との抗争を展開する。三分一氏は錦見氏の首級をあげ支配権を奪い、さらに毛利氏と家臣関係を結んで、戦国大名権力の末端として阿賀郷を支配するに至る⁽²³⁾。こうして在地小領主は、まさに経済外的強制力によって急速な分解をとげ、その一方は領主階級へと上昇転化するのである。玖島郷もこの戦乱にまきこまれる。「白砂百姓中くしまへてきれをなし候て、てき五人討取候、寔津田とも田方白砂へ可相動と存候、けふりたち候ハ、白砂へ可有合力候、とも田・津田之儀きりあくへく候、くしまの儀をおちつき候ハ、おとしつけ度候⁽²⁴⁾」これは、天文二三年(一五五五)一〇月に、毛利家臣児玉就忠が、同じく家臣の波多野就雅に宛てて出した書状の一部である。白砂・津田・友田は、山里を構成する郷である。厳島社に対しては共同闘争を挑んだ山里諸郷も分裂をとげ、毛利氏は、味方につけた「白砂百姓中」の協力によって、陶方に残った友田・津田を平定し、その後玖島郷を陥落させようとしている。「白砂百姓中」が「くしまへてきれをなし」たとあるのは、強力な共同体結合をもつ玖島郷が、抵抗の中心となっていたことを示すであろう。毛利氏は周辺村落を分断・撃破し、玖島郷を孤立させた上で、討伐する戦略をとったのである。先頭に立って闘ったであろう刀禰の運命は語るまでもない。五〇年を隔てた慶長五年(一六〇〇)、「久島村先給人請取米注文⁽²⁵⁾」を作成した在地支配者は、政所榎原信実の養子であり、山県郡有田城主の子でもある榎原信重であつた⁽²⁶⁾。

こうして、「百姓的」剰余取得権の保障体制は、その存立条件を奪われ崩壊していくのである。あくまでこの体制を維持しようとした勢力は討滅の運命を免れなかつた。しかし、村落内部に対立・抗争が存在し、領主化への志向性を在地小領主が強くもつていた以上、また大名権力への抵抗が、もう一方の大名の軍勢への参加という形態をとらざるをえなかつた以上、抵抗には限界があつたのである。しかも、一方では領主階級に上昇転化した層が存在し

たように、この過程は、在地小領主にとって、自らの中間的・過渡的性格を止揚する一つの方向であったのである。

- (1) 「小田文書」五七(広IV―八八)。
- (2) 松岡前掲論文四九―五二頁参照。
- (3) 「小田文書」六一(広IV―九三)。
- (4) 同右六三(広IV―九五)。
- (5) 同右八五(広IV―八九)、松岡前掲論文七三頁参照。
- (6) 松岡前掲論文七三頁参照。
- (7) 「小田文書」三五(広IV―七四)。
- (8) 勝俣鎮夫「国質郷質についての考案」(『戦国法成立史論』一九七九年)四四頁。
- (9) 同右五一頁。
- (10) 同右四一頁。
- (11) 「殿島杜野坂文書」一一七―二二八(広II―七七―九〇)。
- (12) 同右七九(広II―五四)。
- (13) 同右八〇(広II―五五)。
- (14) 同右一〇六(広II―六五)。
- (15) 白砂の刀禰については、閼三―三八八参照。注三―三八八。
- (16) 以下の山代地方についての指摘は、注記しない限り、現地調査の結果に基づくものである。現地調査にあたっては、館鼻誠氏より多くの御教示をうけた。
- (17) 注三―一八。これは伝承ではあるが、ここでの人間関係はこれまでの検討内容とも整合的であり、この事件が事実であったかどうかはともかく、歴史状況をつかむ手がかりとはなろう。

また、この事件の発生年代について、『注進案』には天正年中と書かれてあるが、地元では、大永・応永の二説がある。著者は、毛利領国に編入されて以降は、在地支配者の名称が刀禰から散使にかかわること(第三部第二章参照)から、天正期ではないと考える。刀禰が支配者的性格を強めていることからすれば、大永期とするのが妥当であろう。

(18) 注三一―一六。

(19) 注三一―一〇六。

(20) 注三一―三三。

(21) 閏四―一七四参照。

(22) 『陰徳太平記』卷二四参照。

(23) 二二七頁参照。

(24) 閏三一―二八。

(25) 『小田文書』六二(広IV―九四)。

(26) 松岡前掲論文七三頁参照。

おわりに

中世後期中国地方において、名は、一筆ごとの土地に関してそれを所持する百姓の権利が強化されてきた状況の下で、時には百姓側のイニシアチブによって再編成されつつ、なお、年貢・公事の徴収単位として維持され、その責任者として名主が置かれていた。百姓の有する権利は、「百姓的」剰余取得権と規定すべき性格をもつものとなった。それは、農民的土地所有権を前提としつつも、そこに形成される剰余の取得権を本質とするものであった。したがって、年貢・公事負担義務を伴いながらも、生産と直接かかわるものではなく、直接生産者に対する地主的

権利へと発展した。その取得すべき剰余は定量的に存在し、年貢部分に匹敵する比重をもっていた。

したがって、中世後期の在地動向は、この「百姓的」剰余取得権の掌握・編成をめぐる諸勢力の抗争として展開する。在地領主は、土地抑留によって名体制を破壊し、年貢の直接搾取を実現しただけでなく、抑留した土地を自らの一族・被官に宛行い、「百姓的」剰余取得権を自らの領有体系の内に編成して、より強固な支配基盤を構築した。一方、こうした在地領主の侵略をうけず、百姓内部で土地集積が進行する地域もあった。押領という非法行為は、荘園領主の規制・他の百姓の抵抗にあつて阻止されるが、有力百姓はその拠点となる名の名主として、自らの所持集積した土地のみならず、一族の土地をもその名に編入し、経済的実力を強化する。この力を背景に、一般百姓との貸借関係を通じて、より広汎な土地集積を展開し、搾取関係を形成する。ここに在地小領主が成立するのである。

こうして百姓内部で集積された「百姓的」剰余取得権は、共同体結合を基礎とした、百姓間での規制力によって保障されていた。それは、村落指導者としての刀禰による下地進止権の掌握という形態をとるが、その支えとなっていたのは、郷質などに見られる共同体規制だった。それはまた、村領主共同闘争の基盤ともなっていた。したがってそれは、全百姓の権利を擁護する体制であったが、その中心を担ったのは強制力を保持する在地小領主層であり、また、彼らこそがその恩恵に最も浴する立場にあつたのである。しかも彼らの間では、村落支配者の地位をめぐって、あるいは領主階級への上昇を志向して、深刻な内部抗争が展開されていたのであり、こうした矛盾を孕んだものとして、この体制は存在していたのである。したがって、この体制を存続させる条件——既存の領主権力による封建的支配の未展開——の変化は、直ちにその崩壊をもたらす。戦乱を媒介とする戦国大名権力の侵入の過程で、在地小領主層は急速な分解をとげる。大名権力の侵入を拒否し、この体制を維持しようとする勢力は、討滅の

運命を免れず、一方では、それに積極的に呼応し、大名の家臣として領主階級に上昇転化する勢力もいたのである。そしてまた、大名権力による在地掌握の深化は、「百姓的」剰余取得権自体の存在を否定する。ここに、「百姓的」剰余取得権保障体制の存立条件は、二重の意味で消滅したのである。かわって、戦国大名権力による一円的封建支配体制が構築され、村落は領主階級へ上昇転化した旧在地小領主を通じてその直接的支配下に置かれる。そして「百姓的」剰余取得権は、大名権力による領有体系の一環としての「下級領有権」に性格転化し、新たな保障体制を獲得するのである。⁽¹⁾

こうして「百姓的」剰余取得権は、既存の領主的土地所有の体系に編成される方向に収斂し、その歴史的役割を終えた。しかし、この方向性は必然的なものだったのだろうか。「百姓的」剰余取得権の保障体制は、その内的発展によって、内部矛盾を規制し外部に対する独立性を主張しうる、政治的・軍事的・イデオロギー的条件を獲得することは不可能であったのか。戦国大名領国支配の未展開の地域で、あるいはそれとの対決の中で構築された甲賀郡中惣などの「地域的一揆体制」⁽²⁾や各地の一向一揆は、それへの回答を示しているのではないだろうか。本章は、戦国大名領国支配の前提という視角から問題を検討したが、同時に、こうした下からの封建的秩序形成の動向を含めることによって、戦国期社会を総体としてとらえることが可能である。この両者の対立の特殊な止揚として、全く異質な近世的社会構造が成立すると考えるが、これらの点は今後の展望とせざるをえない。

(1) その領有制としての基本的特徴については、第三部第一章で検討を加え、それが支配体制全体にどのような特徴的性格を付与するかについては、第三部第二章で論じた。

(2) 宮島敬一「荘園体制と『地域的一揆体制』」(歴史学研究別冊特集「歴史における民族の形成」一九七五年、参照)。